

5 信 監 第 9 号  
令和5年11月28日

信 濃 町 長 鈴 木 文 雄 様  
信 濃 町 議 会 議 長 佐 藤 武 雄 様  
信濃町教育委員会教育長 佐 藤 尚 登 様

信濃町監査委員 荒 井 英一郎

信濃町監査委員 湊 喜 一

令和5年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 令和5年度定期監査結果報告書

## 第1 監査の実施期間

令和5年9月26日から令和5年11月24日まで

## 第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は令和5年度定期監査日程表（7ページ）のとおり。

## 第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

監査の範囲 主として令和5年度上半期（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に執行された事務事業等

## 第4 監査の方法

令和5年度上半期（必要に応じて令和4年度含む。）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取しました。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施し、例月出納検査の結果も参考にして監査を実施しました。

## 第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられましたので、以下に監査の報告と併せて意見として注意事項及び検討事項を記載しました。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

また、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略しました。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

## 予算の執行状況

### (1) 歳入の状況 (令和5年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	5,872,992,000	3,632,257,437	3,162,624,858	469,632,579	53.9	87.1
国民健康保険 特別会計	1,123,543,000	511,746,064	412,521,806	99,224,258	36.7	80.6
後期高齢者医療 特別会計	129,556,000	95,428,555	37,766,255	57,662,300	29.2	39.6
介護保険事業 特別会計	1,095,192,000	750,559,211	441,853,691	308,705,520	40.3	58.9
古海診療所 特別会計	4,628,000	30,952	30,952	0	0.7	100.0
水道事業会計	収益的 210,262,000	100,136,780	96,380,380	3,756,400	45.8	96.2
	資本的 4,634,000	1,694,000	1,694,000	0	36.6	100.0
下水道事業会計	収益的 595,741,000	50,858,420	40,109,010	10,749,410	6.7	78.9
	資本的 189,982,000	150,000,000	150,000,000	0	79.0	100.0
病院事業会計	収益的 1,336,097,000	530,486,761	237,783,667	292,703,094	17.8	44.8
	資本的 1,104,388,000	0	0	0	0.0	0

注) 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (令和5年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
一 般 会 計	5,872,992,000	2,110,378,084	3,762,613,916	35.9
国民健康保険 特別会計	1,123,543,000	409,708,829	713,834,171	36.5
後期高齢者医療 特別会計	129,556,000	40,493,515	89,062,485	31.3
介護保険事業 特別会計	1,095,192,000	375,913,246	719,278,754	34.3
古海診療所 特別会計	4,628,000	52,467	4,575,533	1.1
水道事業会計	収益的 206,703,000	33,061,253	173,641,747	16.0
	資本的 101,097,000	22,397,500	78,699,500	22.2
下水道事業会計	収益的 478,768,000	55,138,032	423,629,968	11.5
	資本的 306,267,000	143,392,803	162,874,197	46.8
病院事業会計	収益的 1,603,196,000	556,627,592	1,046,568,408	34.7
	資本的 1,121,151,000	21,723,268	1,099,427,732	1.9

注) 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## 第6 監査の意見

### 1 各課等共通事項

#### (1) 予算の執行状況について

令和5年9月末時点での予算の執行状況は、前記(1)歳入の状況及び(2)歳出の状況のとおりであり、収入率及び執行率は各会計ともほぼ前年度と同様な数値となっています。

歳入のうち、収入未済額は、一般会計、特別会計、公営企業会計とも年々減少傾向にあります。依然として多額となっています。収入未済額の縮減は、町民負担の公平性の確立と財源確保の観点からも極めて重要です。引き続き縮減に向けて努力され、現年度分については新たな滞納の発生を防ぐとともに、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

また、歳出のうち一部については、執行率が低い事業もありますので、特別の事情がない限り予算の効率的執行の観点から早期に執行するように努めください。

#### (2) 私債権の管理について

信濃町が保有する金銭の給付を目的とする権利(金銭債権)のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権(私債権)は、情報通信受信料(オフトーク受信料)、水道料、住宅貸付料、病院診療費本人負担金、奨学金貸付金等があります。町はこれらの債権について回収の手続きを行っており、納入されている事例もありますが、このうち、監査日現在で、情報通信受信料332,200円、水道料6,729,357円、病院診療費本人負担金16,305,247円が過年度未収金となっています。

町は、実務の統一的な取扱いを定めた「信濃町債権管理マニュアル」を平成30年3月に制定していますが、債権管理はいまだ担当者の努力に頼っているのが実情であり、場合によっては時効により債権が消滅することも危惧されます。また、先に述べた過年度未収金の中には、債務者が死去しているものや、返済資力のない者も含まれているとのことです。これらに関して地方自治法施行令第171条の7により、不能欠損処理とすることも可能となっています。

については、「信濃町債権管理マニュアル」に基づき統一した方法により債権管理を行うとともに、内容については適時改正を行う等必要な措置を講じてください。

#### (3) 業務の適正性の確保について

町職員がそれぞれの業務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、おおむね適正に行われています。

しかしながら、今年度も一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられました。書類の決裁回議に当たって、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則等と照らし適正であるか否かを確認した上で決裁することが求められます。

これらの点に関し、平成 29 年 6 月 9 日付けで地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、国が平成 31 年 3 月に「地方公共団体における内部統制の導入・実施ガイドライン」を公表し、令和 2 年度から実施しています。内部統制とは組織において各種業務を事前にルール化し、それに基づいて業務を行い、チェックする仕組みです。町村に関しては現時点で努力義務とされていますが、職員異動時の混乱や業務上の間違いを防ぐために大変重要な制度ですので、早期に取り組むことが望まれます。

#### (4) 契約書に係る履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息の率について

各課から提出された契約書を確認した中で、履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息の率について、誤った記載のまま契約を締結しているものが散見されました。契約書の作成については、町財務規則第 105 条第 1 項第 8 号で、「当事者の債務不履行の場合における遅滞利息及びその他の損害金」と規定しています。同条第 1 項ただし書の場合を除き、支払遅延に対する遅延利息等を契約書に記載することが必要です。この場合の支払遅延に対する遅延利息等の率に関しては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき制定された政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）の一部を改正する件（令和 3 年財務省告示第 49 号）が令和 3 年 3 月 9 日に施行されています。なお、同法第 14 条において、同法（一部の規定を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用することとされています。よって、上記遅延利息の率は、令和 3 年 4 月 1 日から適用される「年 2.5 パーセント」とする必要があります。

支払遅延に対する遅延利息等の率を誤ったままの契約書の場合、契約当事者双方に本来の金額との差額について損害を与えるおそれがあります。

については、変更契約又は覚書等を締結することにより、支払遅延に対する遅延利息等の率の誤りを改めてください。なお、各課から提出された契約書のうち、支払遅延に対する遅延利息等の率に誤りが確認できた契約については、以下 2 各課等個別事項に記載しました。

## 2 各課等個別事項

### 【住民福祉課】

#### (1) 契約書に係る履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息の率に

### ついて (保健予防係)

令和5年8月1日付けで締結した令和5年度国補事業コロナワクチン秋接種コールセンター機材貸出業務委託契約について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき財務大臣が決定した率(2.7%)と記載されていますので、双方合意の上、変更契約又は覚書等を締結することにより、早急に改めてください。

### 【教育委員会】

#### (1) 契約書に係る履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息の率について (一茶記念館係)

令和5年8月1日付けで締結した自動車賃貸借契約について、遅延損害金の率が年利2.8%と記載されていますので、双方合意の上、変更契約又は覚書等を締結することにより、早急に改めてください。

#### (2) 契約書に係る履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息の率について (野尻湖ナウマンゾウ博物館係)

令和3年9月3日付けで締結した自動車賃貸借契約(長期継続契約)について、遅延利息が年利2.7%と記載されていますので、双方合意の上、変更契約又は覚書等を締結することにより、早急に改めてください。

### 【信越病院】

#### (1) 利用者数の減少と収益について

令和5年8月末までの入院患者数は6,994人で、前年同期1,126人の減となっています。また、外来患者数は令和5年8月末で21,633人、前年同期1,823人の減となっています。医業収益に関しては、入院収益が対前年同期1,760,104円の増となりました。主な要因としては、一般病棟の入院患者数が若干増えたことと、一人当たりの収益が増加したことによるものです。外来収益は対前年同期7,468,185円の大幅な減収となっています。主な要因としては、内科患者数の大幅な減少によるものです。その他医業収益に関しても3,131,140円の減収となっており、このままでは年度末決算が大幅な損失になることは避けられないと考えます。

医師、看護師、事務局が共通の課題認識を持って経営改善に向けて取り組んでください。

令和5年度 定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9月26日(火)	税務会計課 全係	調書監査
	議会事務局 監査委員事務局	調書監査
9月28日(木)	総務課 全係	調書監査
10月3日(火)	産業観光課 全係	調書監査
10月6日(金)	住民福祉課 全係	調書監査
10月12日(木)	信越病院	調書監査
10月19日(水)	教育委員会 全係	調書監査
10月23日(月)	建設水道課 全係	調書監査
	建設水道課 建設係	道路改良工事等の工事監査(現地監査)
11月6日(月)	産業観光課 農林畜産係	災害復旧工事等の工事監査(現地監査)
	教育委員会 総務教育係	信濃町学校給食センター大規模改修工事の工事監査(現地監査)
	教育委員会 生涯学習係	信濃町公民館野尻湖支館屋根改修工事の工事監査(現地監査)
11月24日(金)	全課等	結果の取りまとめ